

「情報公開文書」

受付番号： 受付-21868

課題名：宮城県における口腔内死後情報の統計学的検討

1. 研究の対象

宮城県内にて法医解剖を行った遺体のうち、口腔に関連する死後情報を採取した事例を対象とする。

2. 研究期間

2020年12月（倫理委員会承認後）～2024年3月

3. 研究目的

本研究では法医解剖の際に採取された口腔内死後所見および当該遺体に関連する情報について集計を行い、歯科的身元確認が必要と成り得るケースの背景因子を含めた現状を把握することを目的とする。

4. 研究方法

東北大学歯科法医情報学分野にて採取され、保管されている歯科所見採取資料および宮城県警捜査第一課検死係が取り扱った身元不明事例の資料より、歯科に関する情報を採取した記録のある身元不明事例を抽出し以下の項目について調査する。

調査項目：

性別、年齢（年代）、発見場所および状況、発見日、管轄警察署、死因、身元特定方法、経済状況、家族構成、既往歴、犯歴、（身元が特定された場合は）遺体発見日から身元の特定に要した日数、口腔内状況（残存歯、治療痕の種類、義歯の有無、歯槽骨の吸収程度、骨隆起等の特徴的口腔内所見等）について調査を行う。

身元特定方法については歯科所見利用にて身元が判明した事例を抽出し、当研究室で採取された歯科所見を利用した事例、当研究室以外で採取された歯科所見を利用した事例、歯科所見以外の方法にて身元特定に至った事例に分類する。当研究室以外で採取された歯科所見としては宮城県内の警察歯科医や法医学者による記載を想定している。また、歯科所見以外の身元確認方法としてはDNA検査、顔貌確認、所持品、指紋等を含める。

以上の項目を調査し、東北大学歯科法医情報学分野にて集計、分析を行う。

なお、宮城県警の資料に記載のある死者の氏名や住所といった個人情報は情報収集の際に匿名化（番号付け）する。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

東北大学歯科法医情報学分野にて採取され、保管されている歯科所見採取資料および宮城県警捜査第一課検死係が取り扱った身元不明事例の資料（紙媒体）を用いて、性別、年齢（年代）口腔内状況等の情報を得る。

6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

7. 研究組織

本学単独研究

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することができますのでお申出下さい。
また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

住所：宮城県仙台市青葉区星陵町 4-1

電話番号・Fax:022-717-8269

担当者の所属・氏名：東北大学大学院研究科歯科法医情報学分野、小坂 萌(研究責任者)

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合